

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

・平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以後に取得したものについては定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、契約者掛金累計額により計算した退職給付引当金を計上している。

#### (4) 消費税等の会計処理

・消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、福島県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

### 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

#### (1) 法人全体の計算書類

#### (2) 拠点区分資金収支計算書

#### (3) 拠点区分事業活動計算書

#### (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人運営事業拠点区分 － 「法人運営事業」 「福祉活動専門員事業」

イ 共同募金配分事業拠点区分 － 「共同募金配分事業」

ウ 高齢者等社会福祉事業拠点区分 － 「高齢者等社会福祉事業」

エ 介護予防・日常生活支援総合事業拠点区分 － 「生活支援体制整備事業」

「認知症総合支援事業」 「在宅医療・介護連携推進事業」

オ 福祉金庫貸付事業拠点区分 － 「福祉金庫貸付事業」

カ 社会福祉基金運営拠点区分 － 「社会福祉基金運営事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	16,814,750	12,371,457	4,443,293
器具及び備品	1,295,220	1,295,216	4
権 利	80,000	0	80,000
合 計	18,189,970	13,666,673	4,523,297

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

	債権額	徴収不能引当金	当期末残高
貸付金	1,265,500	0	1,265,500
合 計	1,265,500	0	1,265,500

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし